

新規就農者育成総合対策事業（就農準備資金）等における研修機関等認定要領

第1 趣旨

この要領は、「農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）」第2の別表の1のA及び「新規就農支援緊急対策事業実施要綱（令和2年1月30日付け元経営第2478号農林水産事務次官依命通知）」第2の別表の1の1及び「新規就農者確保加速化対策実施要綱（令和3年1月28日付け2経営第2558号農林水産事務次官依命通知）」第2の別表の1及び「新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知）」第2の別表の1並びに「新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）」第2の別表の2のAに規定する研修機関について、「新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金及び農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業（研修農場の整備）における研修機関等の認定基準について（令和7年3月31日付け6経営第3260号農林水産省経営局就農・女性課長通知）」に基づき、「福島県農業次世代人材投資事業実施要領（令和3年5月21日改正）」第2の別表1－1のウの2の（1）及び「福島県就職氷河期世代の新規就農促進事業実施要領（令和3年5月21日改正）」第2の別表1のウの2の（1）及び「福島県新規就農者確保緊急対策実施要領（令和5年5月31日制定）」第2の別表1及び2並びに「福島県新規就農者育成総合対策事業実施要領（令和5年5月31日改正）」別記2の第5の1の（1）のイの（ア）に規定する研修機関等の認定要件及び認定手続きについて定める。

<用語の定義>

国実施要綱とは、「農業人材力強化総合支援事業実施要綱」、「新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱」、「新規就農支援緊急対策事業実施要綱」、「新規就農者確保加速化対策実施要綱」、「新規就農者確保緊急対策実施要綱」及び「新規就農者育成総合対策実施要綱」をいう。

県実施要領とは、「福島県農業次世代人材投資事業実施要領」、「福島県就職氷河期世代の新規就農促進事業実施要領」、「福島県新規就農者確保緊急対策実施要領」及び「福島県新規就農者育成総合対策事業実施要領」をいう。

第2 認定の対象

就農に向けて必要な知識や技能等を習得できる県が認める研修機関は、次のとおりとする。

- 1 農業の生産技術及び経営方法の習得のため、県が研修先として認める県内の研修機関
- 2 県内に就農を希望する者が県外の研修機関で研修を行う場合にあっては、研修地の都道府県が研修先として認める研修機関

第3 認定の要件

第2のうち、2を除く研修機関は、次の全ての要件を満たすものとする。

- 1 研修を着実に実施し、研修生が円滑に就農できるよう、関係機関や関係団体等と連携し適切な指導・助言を行うことができること。

2 次の研修実施体制等が整備されていること。

(1) 定款、規約・設置要領等に就農に向けて必要な知識や技能等の習得を目的とする研修について明記していること。なお、法人化されていない農業経営体については、(2) 及び (3) に記載の研修のスケジュール及びカリキュラムを整備していることで基準を満たすこととする。

(2) 研修カリキュラムが整備されていること。

(3) 研修をマネジメントする者（以下「研修コーディネーター」という。）の配置、又は研修をマネジメントする機能があること。

ア 研修コーディネーターは次の要件を満たすこと。

(ア) 農業技術や農業政策等に関する知識を有し、研修生に対し就農に関するアドバイスが可能であること。

(イ) 研修機関に所属する者であること。

イ 研修コーディネーターの役割

(ア) 研修カリキュラムを基に、研修生に応じた年間・月間スケジュールを作成するとともに、講師等との各調整を行うこと。

(イ) 研修スケジュールの進捗を管理するとともに、研修生に指導・助言を行うこと。

(4) 研修を実施する上で必要な講師や指導者を確保しており、また、必要な施設・機械等を備えていること。なお、県その他、市町村・市町村農業公社・農協・協議会等（以下、「市町村等」という。）が研修機関となり、農業経営体を派遣研修先とする場合は別表 1 の 1、農業経営体が研修機関となる場合は別表 1 の 2 を満たすこと。

3 研修期間はおおむね 1 年以上、かつおおむね年間 1, 200 時間以上であること。ただし、研修時間は、原則 1 日 8 時間、かつ年間 1, 800 時間（「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針（令和 7 年 4 月 1 日付け 7 農支第 13 号福島県農林水産部長通知）」に定める、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の育成の推進目標における主たる従事者 1 人当たりの年間総労働時間）を超えないこと。また、一定の休憩時間（研修時間が 6 時間を超える場合は 45 分以上、8 時間を超える場合は 1 時間以上の休憩を研修時間の途中に与えること）及び休日（毎週 1 日以上又は 4 週間を通じて 4 日以上の日を与えること）を確保すること。

4 研修内容については、就農に必要な技術や知識を習得させる以下の内容が総合的かつ体系的に設定されていること。

(1) 栽培管理等の生産技術・知識に関する研修

(2) 農業機械・機器・施設の操作方法・整備・安全対策に関する研修

(3) 販売・流通・マーケティングの知識、農業経営、労務管理等に関する研修

5 研修終了後の研修生に対し、就農支援ができること。

6 研修生の健康管理、事故防止に十分配慮できること。

7 研修生の研修実施状況について、適切な評価ができること。

8 国実施要綱、県実施要領等に基づき、県や市町村、公益財団法人福島県農業振興公社就農支援課、交付対象者が行う手続き等に対する協力が可能であること。

第4 認定の申請

研修機関の認定を受けようとする機関（以下「申請機関」という。）は、次の手続きによるものとする。

- 1 申請機関は、就農促進に向けた研修機関認定申請書（別紙様式1－1）を作成し農林水産部長に申請するものとする。なお、市町村等の申請機関は所管する農林事務所長に提出するものとし、農業経営体が申請機関の場合にあっては、所在地の市町村を経由して農林事務所長に提出する（別紙様式1－2、1－3）。また、県が開設あるいは県内広域（申請機関の所在地と研修地が、複数の農林事務所の管轄にまたがる場合）の申請機関の場合は、直接農林水産部長へ提出するものとする。
- 2 農林事務所長は、第5の1に定める審査要領に基づき、申請書類及び現地の確認を行った後、農林事務所長の意見（別紙様式2）を付して、農林水産部長に提出する。なお、県内広域を対象とする申請機関の場合、農林事務所長は農林水産部長の依頼に基づき、管轄内の研修地の現地確認を行い、別紙様式2を農林水産部長に提出する。
- 3 申請の受付期間は、農林水産部長が別に定める。
- 4 申請に当たり著しい不備又は虚偽の記載が認められた場合、県は受付期間内であっても申請を受理しないことができる。
- 5 県は、申請内容の確認に必要な場合には申請機関に対して、聞き取り及び根拠書類（原本）の提示を求めることができる。
- 6 認定の更新に関する手続きは、認定期間最終年度から認定期間終了後1年以内の期間中に、上記1から5に準じて行う。なお、認定期間最終年度内に更新申請する場合、新たな認定期間は更新申請年度の翌年度から開始するものとし、認定期間終了後1年以内に更新する場合、新たな認定期間は更新申請した年度から開始するものとする。

第5 審査及び認定

研修機関の認定を受けようとする申請機関の審査及び認定は、次の手続きによるものとする。

- 1 農林水産部長は、第4により申請のあった内容を審査するため、「福島県就農促進に向けた研修機関審査要領」（以下「審査要領」という。）を定める。
- 2 農林水産部長は、審査要領に基づき認定の可否を決定し、申請機関に通知（別紙様式3－1、3－2）するとともに、その結果（写し）を農林事務所及び所在地の市町村に送付する。
- 3 認定期間は、認定を受けた日の属する年度を含めた3年とする。

第6 認定後の変更手続き

第5により認定された研修機関（以下「認定研修機関」という。）の研修実施体制等の変更の申請及び承認は、次の手続きによるものとする。

- 1 認定研修機関は、認定された研修実施体制等を変更する場合、認定事項変更承認申請書

(別紙様式4)を添付の上、第4の1に準じて申請する。

2 農林事務所長は、第4の2に準じて手続きを行う。

3 農林水産部長は、申請のあった内容を審査要領に基づき審査して、その結果を第5の2に準じて通知する(別紙様式5-1、5-2)。

第7 認定の取消し

認定研修機関の取消しについては、次の手続きによるものとする。

1 農林水産部長は、認定研修機関が次の事由に該当した場合、認定を取り消すことができる。なお、取消しの通知時点において当該研修機関で研修する研修生がいる場合、研修機関を所管する農林事務所及び市町村、関係団体等が連携して、研修生に不利益が生じないよう努めるものとする。

(1) 農林水産部長に辞退届(別紙様式6)を提出したとき

(2) 第3の認定要件に該当しなくなったとき

(3) その他、農林水産部長が研修機関として不適当と認めるとき

2 辞退届は、第4の1の手続きに準じて提出する。

3 農林水産部長は、上記1(2)及び(3)により取り消す場合、その理由を付して研修機関に通知するものとする(別紙様式7)。

第8 関係機関等との情報共有

県は、新規就農者育成総合対策事業等の円滑な実施に向けて、福島県農業経営・就農支援センター(県、JAグループ福島、公益財団法人福島県農業振興公社、一般社団法人福島県農業会議)及び関係市町村と研修機関に関する情報共有を図る。

第9 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和2年5月14日に施行し、令和2年度事業から適用する。

附 則

この要領は、令和3年6月29日に施行し、令和3年度事業から適用する。

附 則

この要領は、令和4年9月29日に施行し、令和4年度事業から適用する。

附 則

この要領は、令和5年2月20日に施行し、令和4年度事業から適用する。

附 則

この要領は、令和５年７月３１日に施行し、令和５年度事業から適用する。

附 則

この要領は、令和６年６月２１日に施行し、令和６年度事業から適用する。

附 則

この要領は、令和７年７月１日に施行し、令和７年度事業から適用する。

別表 1

項目	内容
第 3 の 2 の(4) 関係	1 市町村等研修機関及び派遣研修先とする農業経営体は、次の要件を全て満たすこと。 (1) 研修生の親族（三親等以内の者をいう）でないこと。また、法人にあっては、研修生の親族が役員でないこと。 (2) 研修生と過去に雇用契約（短期間のパート、アルバイトは除く）を結んでいないこと。 (3) 研修生（研修期間が2週間以上のもの。外国人技能実習生を含む）、従業員（パート、アルバイトを含む）等を受け入れた経験があり、良好な実績を上げていること。 (4) 農業経営基盤強化促進法第12条に基づく認定農業者、又は同法第19条に基づく地域計画に位置付けられている、若しくは位置付けられることが確実と見込まれること。 (5) G A P の取組を実践中、又は実践する見込みがあること。 (6) 研修生受入時点で、研修を実施する作物等について5年を超える従事経験（法人就業期間を含む）又は3年を超える指導経験（農業協同組合営農指導員等）を有し、新規就農者の育成に必要な優れた栽培技術や経営知識等を有していること。 ただし、5年を超える従事経験については、農林事務所長が特に優れた栽培技術や経営知識を有していると認めた者に限り、3年を超える従事経験と読み替えることができるものとする。 (7) 法人にあっては、研修生に対し指導を行うことのできる「研修責任者」が常時いること。研修責任者は、(6) の要件を満たすこと。 なお、常時とは、派遣期間において研修責任者が不在になる期間が生じないことであり、研修実施時に研修する内容の指示・指導ができる状態にあること。 (8) 農業経営体が保有する労働力のみで経営できる能力を有し、研修生を労働力として扱わないこと。 (9) 研修生に対して、労働の対価として金銭を支給しないこと。 (10) 派遣研修先が同時期に受け入れできる研修生は、研修コーディネーター1人につき3人以内とする。ただし、就農準備資金等を活用した研修生については、研修コーディネーターの人数によらず、1つの派遣研修先で3人以内とする。派遣研修先となる農業経営体自らが研修機関となっている場合にあっても当該農業経営体が同時期に受け入れできる研修生は3人以内とする。なお、インターンシップ等の短期間の研修生は人数から除く。 (11) 研修機関又は派遣研修先は、研修コーディネーターや研修責任者を対象に研修生を受け入れている期間は毎年度1回以上、ハラスメント防止に関する研修の受講や勉強会等を自主開催し、適切な研修環境の整備に努めるものとする。 (12) 研修機関又は派遣研修先は、事業実施に当たり、県や市町村、公益財団法人福島県農業振興公社就農支援課、交付対象者（研修生）が行う手続き等に対する協力が可能であること。 ア 研修状況報告等の提出物に関する指導や研修実施状況の確認

	イ 交付金の交付を受けた者が、研修終了後に県実施要領に定める期間内に独立・自営就農、雇用就農、又は親元就農ができなかった場合に行う返還事務等 (13) 研修機関又は派遣研修先は、上記の他、認定申請に伴い県が行う審査に必要な調査（聞き取り、書面、現地調査など）及び認定後の研修受入先（派遣先）に関する実施状況確認、その他研修生受入に関するアンケート調査等に協力が可能であること。 (14) その他、公序良俗に反する行為を行っていないこと等、研修生を育成する農業経営体としてふさわしいこと。 ア 地域における活動、行政機関・関係団体等との連携・協同に取り組んでいること。 イ 税金の滞納がないこと。 ウ 暴力団もしくは、暴力団員等との密接な関係を有していないこと。 エ 国実施要綱、県実施要領等に規定される事項を熟知し、適正な事務執行ができること。 オ 個人情報保護に関する法律等に基づき、研修生の個人情報を研修終了後においても的確に取り扱えること。
	2 農業経営体が研修機関となる場合は、次の要件を全て満たすこと。 (1) 研修生の親族（三親等以内の者をいう）でないこと。法人にあっては、研修生の親族が役員でないこと。 (2) 上記1の(2)から(14)の全てを満たすこと。 なお、「派遣研修先」は「農業経営体」と読み替える。 (3) 研修生を原則他の農業経営体に派遣しないこと。